

船舶事故調査報告書

令和6年11月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和5年11月27日 11時20分ごろ
発生場所	長崎県佐世保市高島南東方沖 牛ヶ首灯台から真方位124° 2.3海里（M）付近 （概位 北緯33° 08.3′ 東経129° 37.2′）
事故の概要	プレジャーボートマイスターは、東北東進中、また、漁船しんえい丸は、東進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和5年12月6日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A プレジャーボート マイスター、3.2トン 292-43877長崎、株式会社マイスター B 漁船 しんえい丸、0.6トン NS3-506375（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型 B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 左舷船首部外板に擦過傷等 B 右舷中央部外板に擦過傷等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南東、風力 3、視界 良好 海象：波向 南南東、波高 約60cm、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	A 船は、船長Aが1人で乗り組み、高島南西方沖で釣りを行った後、帰航を開始し、船長Aが、操舵室の操縦席に腰を掛け、手動操舵として約19ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で、高島南東方沖を東北東進していた。 船長Aは、進路上の浮瀬（水上岩）東方沖に養殖施設があることを知っており、同施設の区画を示した黄色ブイを探そうと、船首方だけに注意を向けながら航行していたところ、左舷方から接近するB船に気付かず、A船の左舷船首部とB船の右舷中央部とが衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、一本釣り漁の目的で、浮瀬南東方沖の漁場に向けて係留地を出航した後、船長Bが、船尾部の物入れの蓋に腰を掛け、船外機を操作して約10knの速力で、高島南東方沖を東進していた。 船長Bは、南南東方からの波を右舷側に受け、右舷方から波しぶきが上がる中、波しぶきが顔に掛かるのを避けようと、左舷方に顔を向けて航行していたところ、右舷方から接近するA船に気付かず、B船とA船とが衝突した。

	<p>船長A及び船長Bは、衝突後、お互いに怪^{けが}がないこと及び船体の損傷状況を確認した後、船長Aが118番通報を行った。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
分析	<p>A船は、東北東進中、船長Aが、養殖施設のブイを探そうと、船首方のみ^に注意を向け、左舷方の見張りを適切に行っていなかったことから、左舷方から接近するB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、東進中、船長Bが、右舷方から上がる波しぶきを避けようと、左舷方に顔を向け、右舷方の見張りを適切に行っていなかったことから、右舷方から接近するA船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A船が東北東進中、B船が東進中、船長Aが、養殖施設のブイを探そうと、船首方のみ^に注意を向け、また、船長Bが、波しぶきを避けようと、左舷方に顔を向け、共に周囲の見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、航行中、特定の方向のみ^に注意を向けることなく、常時、周囲の適切な見張りを行うこと。 ・ 操舵室のない船舶の船長は、航行中、波しぶきが顔に掛かり見張りの支障となる場合、減速したり、時折、停船して周囲の見張りを行ったりすること。

付図1 事故発生経過概略図

